○上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

令和５年４月１日条例第１７号

上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２０３条の２第５項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（管理者、副管理者及び議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（特別職の職員の範囲）

第２条　特別職の職員とは、次に掲げる者をいう。

(1)　監査委員

(2)　公平委員会委員

(3)　行政不服審査会委員

(4)　情報公開・個人情報保護審査会委員

(5)　公務災害補償等認定委員会委員

(6)　公務災害補償等審査会委員

(7)　上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会委員

（報酬の額）

第３条　特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

（報酬の始期及び終期）

第４条　日額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬は、勤務の日数に応じて支給する。

２　月額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給の始期及び終期は、議会の議員の議員報酬の例による。

（費用弁償）

第５条　特別職の職員が公務のため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定により支給する旅費の額については、上尾伊奈資源循環組合

管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１６号）第１条に規定する管理者等に支給する旅費の例による。

３　前項に定めるもののほか、第１項の規定により支給する旅費については、上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１９号）第１条に規定する一般職の職員に支給する旅費の例による。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年４月１２日条例第２４号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年４月１２日条例第３５号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和７年２月１０日条例第２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第１条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新旅費条例第３条第５項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第１条の規定による改正前の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（以下「旧旅費条例」という。）第４条第１項に規

定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

１０　第３条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下この項において「新特別職報酬条例」という。）第５条の規定は、施行日以後に同条第３項においてその例によることとされる新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行に係る費用弁償の支給について適用し、施行日前に第３条の規定による改正前の上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下この項及び次項において「旧特別職報酬条例」という。）第６条第３項においてその例によることとされる旧旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発した旅行に係る費用弁償の支給については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧特別職報酬条例第６条第３項においてその例によることとされる旧旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新特別職報酬条例第５条第３項においてその例によることとされる新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行に係る費用弁償の支給については、新特別職報酬条例第５条の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

１１　旧特別職報酬条例第１条に規定する特別職の職員が施行日前に招集に応じ、上尾市及び伊奈町の区域内において会議に出席したとき、又は職務

に従事したときに係る費用弁償の支給については、旧特別職報酬条例第５条の規定は、なおその効力を有する。

附　則（令和８年２月１９日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

区分		報酬額
1	監査委員	月額　１２，０００円
2	公平委員会	
	委員長	日額　６，４００円
	委員	日額　５，２００円
3	行政不服審査会	
	委員	日額　１５，０００円
4	情報公開・個人情報保護審査会	
	委員	日額　１５，０００円
5	公務災害補償等認定委員会	
	委員	日額　５，２００円
6	公務災害補償等審査会	
	委員	日額　５，２００円
7	上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会	
	委員長	日額　６，４００円
	委員	日額　５，２００円
8	上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設整備運営事業者選定委員会	
	委員長	日額　１６，０００円
	委員	日額　１５，０００円